

ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）正誤表

令和5年2月21日

該当ページ	誤	正
P235 表 1.10.1-4 ごみ焼却施設の維持管理における分析頻度	(項目 ばいじん) 頻度 1回/月	(項目 ばいじん) 頻度 1回/2月 別紙5参照
P235 表 1.10.1-4 ごみ焼却施設の維持管理における分析頻度	(項目 ばいじん) 関係法令 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第4条の5	(項目 ばいじん) 関係法令 「大気汚染防止法施行規則」第15条 別紙5参照

平成31年3月25日

該当ページ	誤	正
P219 28行目	1炉補修点検時(30日)のごみピット必要容量は	1炉補修点検時(30日) ^{注2} のごみピット必要容量は
P219 30行目	全休炉点検時(7日)のごみピット容量は	全休炉点検時(7日) ^{注2} のごみピット容量は
P219 34行目	1炉補修点検時(30日)のごみピット必要容量は	1炉補修点検時(30日) ^{注2} のごみピット必要容量は
P219 36行目	全休炉点検時(7日)のごみピット容量は	全休炉点検時(7日) ^{注2} のごみピット容量は
P219 脚注	—	注2 起動停止に要する日数には、一部ごみ処理も含まれるため、ピット容量算出には含まない。但し、全休炉補修点検時(7日)は起動停止を含んでいるが、安全をみて、7日で算出している。(追記)
P226 表 1.9.1-1 エネルギー回収形態とその必要熱量	(設備名称 場外熱回収設備、福祉センター給湯) 設備概要(例) 給油量	(設備名称 場外熱回収設備、福祉センター給湯) 設備概要(例) 給湯量 別紙1参照
P226 表 1.9.1-1 エネルギー回収形態とその必要熱量	(設備名称 場外熱回収設備、福祉センター給湯) 単位あたり熱量 230,000kJ/m ³	(設備名称 場外熱回収設備、福祉センター給湯) 単位あたり熱量 230,000kJ/m ³ 別紙1参照
P237 表 1.10.2-2 水質汚濁防止法による排水基準(生活環境項目)	弗素含有量 (単位 1リットルにつき、ミリグラム)	削除 別紙2参照
P247 表 1.10.6-1 中間処理されたばいじんの溶出基準	(項目) カドミウムまたは水銀化合物	(項目) カドミウムまたは その 化合物 別紙3参照
P247 表 1.10.6-1 中間処理されたばいじんの溶出基準	(基準) 0.3mg/l以下	(基準) 0.09mg/l以下 別紙3参照
P247 表 1.10.6-1 中間処理されたばいじんの溶出基準	—	(項目) 1,4-ジオキサン (追記) 別紙3参照
P247 表 1.10.6-1 中間処理されたばいじんの溶出基準	—	(基準) 0.5mg/l以下 (追記) 別紙3参照
P254 表 1.11.4-1 運転点検等作業場における空気中のダイオキシン類濃度の測定(6月以内ごと) 屋外作業場での管理区域の決定	(第2管理区域) 2.5pg-TEQ/m ³ ≤ 測定値 < 3.75pg-TEQ/m ³	(第2管理区域) 2.5pg-TEQ/m ³ ≤ 測定値 ≤ 3.75pg-TEQ/m ³ 別紙4参照
P453 6～7行目	一般にごみピット容量計画時のごみの単位重量は圧縮を考慮し、0.3t/m ³ 程度としている。日最大処理量の2～3日分以上の容量があれば、通常の収集作業、連休時や簡易な緊急補修時には最小限の運営が行いうると考えられる。	一般にごみピット容量は、日最大処理量の 5～7日分程度 の容量があれば、通常の収集作業、連休時や簡易な緊急補修時には最小限の運営が行いうると考えられる。

表 1.9.1-1 エネルギー回収形態とその必要熱量

設備名称		設備概要(例)	利用形態	必要熱量 MJ/h	単位当り熱量	備考
場 内 プ ラ ン ト 関 係 熱 回 収 設 備	誘引送風機の タービン駆動	タービン出力 500kW	蒸 気 タービン	33,000	66,000kJ/kWh	蒸気復水器にて 大気拡散する熱 量を含む
	排 水 蒸 発 処 理 設 備	蒸発処理能力 2,000t/h	蒸 気	6,700	34,000kJ/ 排水 100t	
	発 電	定格発電能力 1,000kW (背圧タービン)	蒸 気 タービン	35,000	35,000kJ/kWh	蒸気復水器にて 大気拡散する熱 量を含む
		定格発電能力 2,000kW (復水タービン)		40,000	20,000kJ/kWh	
	洗車水加温	1日(8時間) 洗車台数 50台/8h	蒸 気	310	50,000kJ/台	5-45℃加温
洗車用スチー ムクリーナ	1日(8時間) 洗車台数 50台/8h	蒸気噴霧	1,600	250,000kJ/台		
場 内 建 築 関 係 熱 回 収 設 備	工場・管理棟 給 湯	1日(8時間) 給湯量 10m ³ /8h	蒸 気 温 水	290	230,000kJ/m ³	5-60℃加温
	工場・管理棟 暖 房	延床面積 1,200m ²	蒸 気 温 水	800	670kJ/m ² ・h	
	工場・管理棟 冷 房	延床面積 1,200m ²	吸 収 式 冷 凍 機	1,000	840kJ/m ² /h	
	作 業 服 クリーニング	1日(4時間) 50着	蒸気洗浄	≒0	—	
	道路その他 の融雪	延面積 1,000m ²	蒸 気 温 水	1,300	1,300kJ/m ² ・h	
場 外 熱 回 収 設 備	福祉センター 給 湯	収容人員 60名 1日(8時間) 給湯量 16m ³ /8h	蒸 気 温 水	460	230,000kJ/m ³	5-60℃加温
	福祉センター 冷 暖 房	収容人員 60名 延床面積 2,400m ²	蒸 気 温 水	1,600	670kJ/m ² ・h	冷房の場合は暖 房時必要熱量× 1.2倍となる
	地域集中給湯	対象 100世帯 給湯量 300l/世帯・ 日	蒸 気 温 水	84	69,000kJ/ 世帯・日	5-60℃加温

表 1.10.2-2 水質汚濁防止法による排水基準（生活環境項目）

排水基準を定める総理府令（1971年（昭和46年）6月21日総令35） 別表第二（第一条関係）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	120(日間平均 60)
磷含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	16(日間平均 8)

表 1.10.6-1 中間処理されたばいじんの溶出基準

項 目	基 準
アルキル水銀化合物	不検出
水銀またはその化合物	0.005mg/ℓ以下
カドミウムまたはその化合物	0.09mg/ℓ以下
鉛またはその化合物	0.3mg/ℓ以下
六価クロムまたはその化合物	1.5mg/ℓ以下
ひ素またはその化合物	0.3mg/ℓ以下
セレンまたはその化合物	0.3mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ 以下

表 1.11.4-1 運転、点検等作業場における空気中のダイオキシン類濃度の測定（6月以内ごと）

屋内作業場での管理区域の決定

	第 1 評価値 < 2.5pg-TEQ/m ³	第 2 評価値 ≤ 2.5pg-TEQ/m ³ ≤ 第 1 評価値	第 2 評価値 > 2.5pg-TEQ/m ³
B 測定 < 2.5pg-TEQ/m ³	第 1 管理区域	第 2 管理区域	第 3 管理区域
2.5pg-TEQ/m ³ ≤ B 測定 ≤ 3.75pg-TEQ/m ³	第 2 管理区域	第 2 管理区域	第 3 管理区域
3.75pg-TEQ/m ³ < B 測定	第 3 管理区域	第 3 管理区域	第 3 管理区域

屋外作業場での管理区域の決定

測定値 < 2.5pg-TEQ/m ³	第 1 管理区域
2.5pg-TEQ/m ³ ≤ 測定値 ≤ 3.75pg-TEQ/m ³	第 2 管理区域
3.75pg-TEQ/m ³ < 測定値	第 3 管理区域

表 1.10.1-4 ごみ焼却施設の維持管理における分析頻度

項 目		頻度	関係法令	
ばいじん ばい煙	処理能力 4,000kg/h 未満 4,000kg/h 以上	2 回/年 1 回/2 月	「大気汚染防止法施行規則」第 15 条	
	塩化水素 及び 窒素酸化物	排ガス量 40,000m ³ N/h 未満 40,000m ³ N/h 以上	2 回/年 1 回/2 月	「大気汚染防止法施行規則」第 15 条
	排ガス量 硫黄酸化物	10m ³ N/h 以上	1 回/2 月	
	ダイオキシン類 ^(注1) 焼却能力 50kg/h 以上 又は火床面積 0.5m ² 以上	1 回/年	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 「ダイオキシン類対策特別措置法」	

(注) ダイオキシン類とは「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた下記のものをいう。

ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル、又、
毒性の換算については WHO-TEF (1998) を使用すると定めている。